

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185

(9)

領工問題

(計米申入ノ事)

領土問題

(対米申入れ用メモ)

一 米国政府は、従来しばしば極東における緊張状態が続く限り琉球諸島におけるその地位を保持する必要がある旨を声明しているが、琉球諸島が西太平洋における米国の防衛線の一環として重要な地位を占めるであろうことは、推察できる。しかし、日本自身もこの防衛線の一環であり、また、そのゆえに現に米軍の配備を認めているわけである。なぜ、これらの諸島に限って行政、立法及び司法の三権を行使することが軍事上必要であるのか。日本国民の理解しえないところである。また、小笠原諸島等に従前の住民の復帰を認めることがいかなる軍事的利益を害することになるのかも、まだ米国政府によつて明らかにされたことがない。

極秘

二 沖繩の内部の情勢は、現在の状態のまま推移すれば、時ととも
に悪化していくであろう。これは、これら諸島に大きな軍事上の
重要性を認める米国にとつても重大な関心事でなければならな
い。また、日米両国の協力関係の進展を阻害している最も大きな
原因の一つがこれらの領土のステイタスに関する問題であること
は、いまさらいふまでもない。したがつて、自分は、日米両国の
共通の利益という観点から、この領土問題を解決するための一案
を提案したい。それは、日本国との平和条約第三条後段に基く米
国の施政権の行使に一定の期限をつけるということである。

三 右は、米国政府から日本政府に対して、次のような意向を通報
するといふ形で行われうるであろう。

イ 米国は、日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び

利益を七年後^十に日本国のために放棄する。もつとも、それ以前においても、右の権利を行使する必要がなくなつた場合には、直ちにこれらの諸島を日本国の完全な施政権の下に復帰せしめる。

ロ 米国がその権利を行使している期間内においても、

1 琉球諸島においては、軍事上の必要と両立する限り、できる限り広範に、日本国の行政が及ぼされるよう配慮し、また、現地住民の民政参与を認める。

2 その他の平和条約第三条の諸島については、できる限りすみやかに、従前の住民の漸進的復帰及び（又は）これら諸島のうち軍事的必要の比較的薄いものの日本国の完全な施政権下への返還を進める。

3 日本政府連絡事務所に勤務する日本政府公務員が現地の諸問題について現地に派遣されている米国政府の代表者と協議することを認める。

ハ 七年の期間の経過後においてなお極東の緊張状態が十分に緩和される見込がないと認められるときは、両国政府は、これらの諸島において共通の防衛上の利益を擁護するため執りうべき方法について協議を行う。

四 これら諸島の住民のみならず日本国民一般は、米国はこれら諸島におけるその現在の地位を半永久的に保持するつもりではないかと危惧している。米国はこれら諸島に永久にとどまるつもりはないと、米国政府事務局者がいかに強調しても、極東の事態が根本的に変えることは予見しうる将来には期待しえず、しかもそのよう

な事態の変化があつたかどうかが一に米国の認定にかかつている限り、右の危くは払拭されないであろう。これを払拭することは、米国による施政権の行使に明確な期限を付けることによつてのみ可能であろう。また、平和条約第三条後段の規定に基く米国の権利は、その性質上暫定的なものでしあると解せらるるかありえないが、上記の米政府の申入を日本政府がアクノレッジして両国政府間の意見の一致をフォーマライズすることにすれば、これら諸島における米国の地位及びこれをめぐる日米両国間の関係を安定した基礎の上に置くことにもなると思う。

「領土問題」に関する説明

一 期限を付けることの効果

米国側は、期限を付けても現住住民及び日本国民一般に対してそれほどの心理的効果があるかどうか疑問をもつかもしれない。これに対しては、インドやフィリピンの独立の経緯を例に引くことも考えられる。まづインドについては、数十年来のインドの独立運動が第二次世界戦争後急激にし烈化していく勢に直面して、当時のアトリー内閣は、一九四七年二月白書を発表、一九四八年六月以前に独立を与えることを約した。これによつて、インド内の反英気運は、一時に鎮静して、その後は、すべて話合で解決された。こうしてインドは、英連邦の中に残ることとなり、今日の



英印間の友好関係の基礎が築かれたわけである。また、フィリピンについては、米国は、一九三四年成立したタイディングスマクダファイ法によつて、一九四六年七月四日にフィリピンを独立させることを約束したが、この独立予約の措置は、米国がいまでも得意にしているところである。

二 日米双方の国内手続

一 応本件の先例として考えられる奄美群島の返還に関する協定は、昭和二十八年十二月二十四日東京で署名され、協定第九条の規定によりその翌日発効した。署名だけで発効するいわゆる「署名条約」である。しかし、日本側では、署名と同日に、署名前に国会の承認を得ている。

本件交換公文の場合は、国会の承認を求めると必要はないと考え

る。これで直ちに返還が行われるわけではなく、それを予約するにすぎないし、また、現実に返還が行われるに際しては、奄美群島の場合と同様、通貨、財産関係等具体的な問題について協定（これについては、国会の承認を求めることとなる）が締結されなければならぬ次第であるからである。

米国側では、奄美群島の場合も、米国上院の承認を求めた形跡はないから、本件の場合には、もとよりその必要なきものと考えられる。

三 地代一括払の問題

本件取極が成立することになれば、米側の地代一括払の方式（年地代の十六・五箇年分を一度に支払うたてまえになつてゐる）も、当然影響を受けるであろうし、申入れ案の中では別にこの点

に触れていないが、先方の出方いかんによつては、一括払方式の下で現地住民の福利がはかれるようにするため、日本政府としては、当該資金の受入及び運用について特別の措置を講ずることによつて協力する用意があることを示唆してもよいと考える。

半側書簡案

(領土問題——^米本側書簡案)

書簡をもつて啓上いたします。本　は、日本国との平和条約第三条に言及する光榮を有します。合衆国政府当局者は、従来しばしば、合衆国は脅威及び緊迫の状態が極東に存在する間に限り前記の条項に定める諸島における同国の現在の権力を行使し続けるものであること並びに政治的分離は伝統的な文化的及び経済的ちゆう帯の断絶を招来するものではなく、むしろその反対に、軍事的安全の不可欠の必要のみを条件として、日本本土と琉球諸島との間の旅行、交通及び通商に対する一切の不必要な制限を除去することが合衆国民政当局の方針であることを明らかにしております。

これらの声明に示された方針に従い、合衆国は、ここに、次の意向を表明します。

極秘

1 合衆国は、日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を、千九百六十~~四~~^七年八月一日から日本国のために放棄する。

もつとも、それ以前においても、それらの権利を行使する必要がなくならぬ場合には、その時にそれらの権利及び利益を放棄する。

2 合衆国が前項の権利を行使している期間内においても、

a 琉球諸島及び大東諸島については、

i 住民の自治を最大限に奨励する。

ii 軍事的必要と両立する限り、日本国政府の諸機関がその任務を遂行することを認める。

iii 那覇にある日本国政府連絡事務所勤務する公務員が現地の

諸問題について合衆国政府代表者と協議することを認める。

b 平和条約第三条に掲げるその他の諸島については、できる限

りすみやかに、従前の住民の漸進的復帰を認め、かつ、軍事的
必要の比較的少い諸島を日本国へ完全に回復させる。

前記¹に定める時期までにこれらの諸島の日本国への完全なる復
帰の時までに極東の緊張状態が十分に緩和される見込がないと認め
られるときは、合衆国政府^は、相互の安全保障のためこれらの諸島
において執ることのできる方法について日本国政府が合衆国政府と
協議を開始する用意があるであろうかどうかを知りたいと考えます。

本件は、以上を申し進めるに際し、、、、

(日本側返簡案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴が次のとおり本大臣に通報された本日付の貴の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(米側よりの来簡)

本大臣は、さらに、貴が述べられたことを記録にとどめ、かつ、日本国は日本国との平和条約第三条の諸島の領域^又び~~並~~住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任をできる限りすみやかに引き受けることを望むこと、並びにこれらの諸島の日本国への完全な復帰の時までに極東の緊張状態が十分に緩和される見込がないと認められるときは、相互の安全保

障のためこれらの諸島において執ることのできる方法について、日本国政府は、合衆国政府と協議を開始する用意があるであろうことを貴 に対し通報する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、、、、

SECRET

SECRET

4

(TENTATIVE DRAFT)

(Territorial Problems - U.S. Note)

I have the honor to refer to Article 3 of the Treaty of Peace with Japan. The United States authorities have repeatedly declared that the United States will continue to exercise its present powers in the islands specified in the Article under reference so long as conditions of threat and tension exist in the Far East, and also that political separation does not entail severance of traditional culture and economic ties, but that, on the contrary, it is the policy of the United States Civil Administration, subject only to essential requirements of military security, to eliminate all unnecessary restrictions on travel, communications and commerce between the mainland of Japan and the Ryukyu Islands.

In pursuance of its policy as enunciated in the above statements, the United States hereby expresses its intentions as follows:

1. The United States will relinquish in favor of Japan all rights and interests under Article 3 of the Treaty of Peace with Japan effective from August 1, 1964. However, even before this date, the above rights and interests will be relinquished at any time when the

necessity

necessity for the United States to exercise these rights ceases.

2. Even in the period in which the United States exercises the rights mentioned in paragraph 1 above;

a. with respect to the Ryukyu Islands and the Daito Islands,

i. the autonomy of the inhabitants will be encouraged to the maximum extent;

ii. various Japanese Government agencies will be permitted to exercise their functions, so far as is compatible with military requirements;

iii. officials assigned to the Japanese Government Liaison Office at Naha may consult with the representatives of the United States Government about local problems; and

b. with respect to the other islands mentioned in Article 3 of the Treaty of Peace, former inhabitants will be permitted to return progressively, and the islands of lesser military importance will be fully restored to Japan, as expeditiously as possible.

The United States Government wishes to be informed whether the Japanese Government would be willing to enter into consultation with the former Government with respect to such measures as may be taken in the interest of mutual security in these islands, in case it is deemed unlikely that conditions of tension in the Far East will be improved sufficiently by the time of their complete restoration to Japan.

Accept, Excellency,

(Japanese Note)

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date, informing me as follows:

(U. S. Note)

I have further the honour to take note of the above, and to inform Your Excellency that Japan desires to assume full responsibility and authority for the exercise of all powers of administration, legislation and jurisdiction over the territory and inhabitants of the islands referred to in Article 3 of the Treaty of Peace with Japan as early as possible, and that the Government of Japan will be prepared enter into consultation with the United States Government with respect to such measures as may be taken in the interest of mutual security in these islands, in case it is deemed unlikely that conditions of tension in the Far East will be improved sufficiently by the time of their complete restoration to Japan.

I avail myself of this opportunity to

(領土問題——米側書簡案)

書簡をもつて啓上いたします。

本 国 は、日本国との平和条約第三条に言及する光榮を有します。合衆国政府の当局者は、従来しばしば、合衆国は脅威及び緊迫の狀態が極東に存在する間に限り前記の条項に基くその現在の権利を行使し続けるものであること並びに琉球諸島の日本国からの政治的分離は、伝統的な文化的及び經濟的ちゆう帯の断絶を招来するものではなく、むしろその反対に、軍事的安全の不可欠の必要のみを条件として、日本本土と琉球諸島との間の旅行、交通及び通商に対する一切の不必要な制限を除去することが合衆国民政当局の方針であることを明らかにしております。

これらの方針に従い、かつ、安全保障に関する両国間の協力関係は相互の合意に基づくものとすべきであるとの考慮から、合衆国は、次の意向を有します。

1 日本国との平和条約第三条に基づくすべての権利及び利益を、一九六四年八月一日から日本国のために放棄する。もつとも、それ以前においても、右の権利を行使する必要がなくなつた場合には、直ちにこの放棄を行う。

2 合衆国が前項の権利を行使している期間内においても、

a 琉球諸島及び大東諸島においては、軍事上の必要と両立する限り、できる限り広範に、日本国の行政が及ぼされるよう配慮し、また、現地住民の民政参与を認める。

b その他の平和条約第三条の諸島については、できる限りすみ

やかに、従前の住民の漸進的復帰及び（又は）これら諸島のうち軍事的必要の比較的薄いものの日本国の完全な施政権下への返還を進める。

○ 日本國府連絡事務所に勤務する日本政府公務員が現地の諸問題について現地に派遣されている米國政府の代表者と協議することを認める。

前記の期限の経過後においてなお極東の緊張状態が十分に緩和される見込がないと認められるときは、合衆國政府は、日本國政府がこれらの諸島において共通の防衛上の利益を擁護するため執りうべき方法について合衆國政府と協議を行う用意があるかどうかを知りたいと考えます。

本 は、以上を申し進めるに際し、

(日本側返簡案)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴が次のとおり本大臣に通報された本日付の貴の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(米側よりの来簡)

本大臣は、さらに、貴が述べられたことを記録にとどめ、かつ、日本国は、日本国との平和条約第三条の諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むこと並びに一九六四年八月一日以後においてなお極東の緊張状態が十分に緩和される見込がないと認められるときは、日本政府は、これらの諸島において共通の防衛

上の利益を擁護するため執りうべき方法について合衆国政府と協議
を行う用意があることを貴 に対し通報する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、、、、

北方領土

北方領土問題に関する米側との応酬ぶりについて

昭三二・六・一〇 条

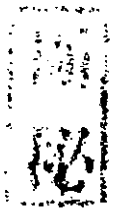
今次ワシントン会議において、日本とソ連との間で懸案となつて
いる領土の問題が出てくる可能性があるところ、これについては、
次の方針によることとする。

(一) わが方からこの問題に触れることは、避けること。

(二) 米側から、南方諸島の問題に関連してこの問題を持ち出す可能
性があるが、いずれにせよ日本政府の立場を明らかにする必要が
ある場合には、次の趣旨によること。

(1) 日本は、平和条約第二条の規定により、千島列島に対する領
有権をすでに失つてゐる。千島列島の帰属は、平和条約にいう
連合国が決すべきところであると考えるが、これは、元来日本

極秘



の関知するところではない。

(四) 択捉島、国後島、色丹島及び齒舞諸島は、日本固有の領土であつて、平和条約にいう千島列島に含まれない。したがつて、日本は、ソ連に対し、平和条約の締結とともにその占領を解いて日本に返還すべきことを要求している。

なお、米側は、米機撃墜事件に関する最近の対ソ覚書でこのソ連による占領は、元來連合国間の了解に正当な基礎を有するものではないと主張しているが、

これら諸島が連合国による日本の占領の当時から引き続きソ連によつて占領されているという現実に立つてソ連と交渉するほかないとの立場をとることとする。

(三) 共同コミュニケにおいて本件に触れることも、できるだけ避け
るが、どうしても触れなければならぬ場合には、左の趣旨によ
ることとし、対ソ交渉における日本の立場を拘束するような文言
を用いることは、避けること。

「大統領は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞諸島に関する
日本政府の主張の正当性を認め、これを支持するものである
旨を述べ、総理大臣は、この米国政府の意見の表明をアブリ
シメントする旨を述べた。」

擬問擬答

領土問題に関する換問換答

目次 (換問の要旨)

- 一 沖繩の基地としての重要性に対する認識
- 二 在日米軍基地問題の回避
- 三 平和条約上の権利
- 四 米国の国民感情
- 五 米国の沖繩援助
- 六 日本国民に対する効果
- 七 新規要求の誘発

極秘

一、問 沖繩は、米国の極東防衛体系上不可欠の要衝であり、その重要性は、見方によつては日本本土以上のものがあるといつてもよいくらいであるが、このことをよく認識しているか。

答 沖繩基地の防衛体系上の地位について戦略的な観点からの詳細な説明を聞いたことはないが、ともかく戦略的に重要であることは、容易に推察できる。しかし、そのことと、沖繩の現在のステイタスを継続するということとは、全く別個の問題であり、また、別個の問題として取り扱ひうるはずであるというのがわれわれの立場である。

なお、安保条約の確定的な有効期間は五年とし、南方諸島の現情維持については最長十年の期間を置こうとしているのは、

米國が沖繩に特別の重要性を認めていることを考慮してのことである。

二問 在日米軍基地に関連して起つてきている情勢が沖縄において生ずることは極力避けなければならぬが、沖縄を日本に返還した場合、これ避けようという確信があるか。

答 その懸念は一応もつともであると思うが、自分はこれを選びえないはずはないと考える。沖縄を返還する際に、米軍が必要とする施設及び区域は留保して置けば、基地拡張をめぐる問題の発生は避けられるわけである。また、安保条約及び領土問題が自分の示唆している方向に解決されれば、日本国民一般の気分もよほどよくなつてきているはずであるから、従来のように問題がせん鋭化することもなくなるであろう。貴方で懸念されるような事態が起らないようにするためには、それぞれ適當な

手当の方法があるはずで、これについては、われわれとしても、もとより協力を惜しむものではない。これだけの懸念のために、目米間の友好関係を阻害しているこの大きな障害をそのままに残して置くということは、いかにも残念なことであると思う。

三問 米國が現に南方諸島において有している地位は、日本國との平和條約に基くものであり、安保條約に基く日本本土内における地位とは、性質を異にする。平和條約を受諾した日本としては、右の米國の權益を争うべき立場にないと思うがいかな。

答 そのとおり、南方諸島の現在のステイタスは、平和條約によつて、日本に強制されたものである。だからこそ、おれわれは、これを兩國間の特別の合意に基くものにしたといつてゐるのである。一方において、戦勝國と戦敗國としての關係をいつまでも維持しながら、他方において盟邦としての理解と協力の精神を示せというのは、無理な話である。お互が權利義務關係だけを争うようなことになる、日本の一部にあるように、「米

国が平和条約第三條の規定する信託統治の提案をいつまでも行
おうとしないのは、けしからぬ。信託統治にするとなると、戦
略的信託統治にするほかないだるうが、これはソ連の拒否権に
よつて妨げられるだるう。このように米国の手を詰めて行くこ
とこそ、沖縄の早期返還を実現するゆえんではないか」という
ような議論も出てくる。

四問

沖縄や硫黄島のためには何万という米軍將兵の血が流された。

このことから米国民がこれらの島々について特別の感情もいだいているのは当然ではないか。

答 それは事実であろう。同時に、これらの島々でわが同胞の多

数が悲惨な最後を遂げたことも事実であつて、そのことが日本国民一般の現地同胞の現在の境遇に対する同情をますます深いものにしてゐる。しかし、お互に過去のことにとだわつていては、日米両国民の親善関係を育てて行くことはできないのだから、過去は過去として、将来をどうして行つた方が日米両国のために最もよいかという観点から、問題の解決を求めて行くほかないと思う。

五問 米国は、沖縄に軍事施設を設けるためのみならず、住民の生活向上のため、多額の金を注ぎ込んできている。こういう面が日本国内では案外一般に知られていないのではないか。

答 あるいは、そうかもしれぬ。しかし、それは問題の本質ではないと思う。昔から植民地をもつていた諸国は、現にアジア諸国に見られるように、現地住民だけでは、とうていできなかつたであろうような道路その他の公共施設をつくつたりしているが、それで現地住民が隷属的地位にいつまでも甘んじるといふことは、どこでもなかつた。

六問 十年先の返還ということでは、現地住民のみならず、日本国民一般も、それほど喜ばないのではないか。

答 十年というのは、相当長い期間だから、日本国内でもそれほど歓迎しないであろうということは、十分考えうる。しかし、自分は、こちらの都合だけを主張するつもりも、貴方と期間の長さでかけ引きをするつもりもないので、大体妥当なところかと思われる期間を示唆したのである。もちろん、これを示唆したことについては、自分が全責任を負うつもりであり、また、案全体の趣旨を十分説明すれば、国民の納得を得ることができると確信している。

自分は、明確な期限をつけることには、相当の心理的効果が

あるものと考えている。米国がかつてフィリピンに対して十年先の独立を約束し、これを実行したことについては、自分からいうまでもない。英国がインドに独立を許すに当たっても、期限付の予約を与えた。今日の米比関係及び英印関係は、このような政策の成功を物語るものであると思う。

七問 米國がここで一步譲れば、また次の要求が出てくるということになるのでは、ないか。

答 従来の日米関係は、たしかに資本家と労働者の間の関係に似たところがあつた。したがつて、貴方がそのような懸念を抱かれるのも、無理からぬことと思う。しかし、自分は、日米間の関係は、かつての日英同盟のように、また現在ではたとえば米國と西欧諸國との関係程度に緊密になれないはずはないと考える。國家としての根本的な利害関係を一にしているのであるから、現実の日米関係をそこまで持つて行くくことは、ひとえに兩國の爲政者の責任であると考えている。一度そのような関係が確立されれば、お互に心配懸念ばかりが先に立つて個々の問題の積極的、建設的な解決ができないということもなくなるであらう。

沖繩保存に關する半側公式發表

沖縄保有に因する米側公式発表

昭和三二・二・一六
アジア局 第一課

(V) 一九五二年四月一日、琉球諸島民政長官リッチウエイ大將は琉球政府立法院の南院式に際し琉球住民にメッセージを送り、「平和条約の条項により、琉球諸島は日本から政治的に自分の肩引続き分離される。しかしながら、政治的な分離は伝統的な文化的および経済的の紐帯の断絶を招来するものではない。寧ろその反対に、単に軍事的な安全保障のための欠くべからざる必要につき拘束をうけるのみで、琉球と日本との間の旅行、通信通商上のすべての不必要な制限を除くことが米民政府の政策である。」(… Under

the terms of the treaty of peace the Ryukyu Islands remain for the present politically separated from Japan. However, political separation does not entail severance of traditional culture and economic ties. On the contrary it is the policy of the U.S. Civil Administration, subject only to essential requirements of military security, to

eliminate all unnecessary restrictions on travel,
communications and commerce between the Ryukyus and
Japan.)
と述べた。

- (2) 一九五三年八月八日ダレス長官は、朝鮮訪問の帰途東京において吉田総理および河崎外務大臣と会談した後、奄美群島の返還に關し、声明を発表したがその際、奄美以外の「平和条約第三条に掲げられる他の諸島に關しては極東において現在の國際的緊張状態が存する間は、米國は現在行使している程度の管理と権能を保持することが必要である」と述べた。(With respect to the other islands included under Article 3 of the Japanese Peace Treaty, it will be necessary during the present international tensions in the Far East for the United States to maintain the degree of control and authority now exercised. ...)
と述べた。

(3) 一九五三年八月末沖繩を訪問したジモン・ハンナ米国防次官補は沖繩記者団の質問に對し「非常に長い期間アメリカ軍は琉球に駐屯し統治するであらう」と答えた。

(4) 一九五三年九月初沖繩訪問のノーランド米上院議員は比嘉行政主席の質問狀に對し「子子孫孫にわたる長い間アメリカ軍は駐屯するであらう」と回答した。

(5) 一九五三年十一月二十二日沖繩を訪れた琉球諸島米國民政長官ハルス將は、二十四日比嘉主席と會談の際「卒直に申上げるとわれわれ（米側）は、ここに何時までも留るであらう。沖繩は非常に重要な地位を占めているので、軍事基地、住民生活安定の問題も一時的なものではなく長期の計画によつて作られている」と語った。

(6) 一九五三年十二月二十四日ダレス國務長官は奄美群島返還に關する日米協定調印の後ワシントンで聲明を發し、「極東において、脅威および緊張の狀態が存続する限り残余の琉球諸島並びに平和條約が三條に掲げるその他の島嶼における現在の條力を引つづき米國が行使することはアジアおよび世界の自由諸國の平和および安全への協力が成功するために肝要である」(..... it is essential to the success of

the cooperative efforts of the free nations of Asia and of the

World in the direction peace and security, that the United States continue to exercise its present powers and rights in the remaining Ryukyu Islands and in the other islands specified in article III of the peace treaty so long as conditions of threat and tension exist in the Far East.) この米国政府の確信を述べるときに「米国は将来相当期間にわたる島の管理者としてこの島を積りとする」(… the United States intends to remain as custodian of these islands for the foreseeable future.) 旨を説明した。

- (7) 十二月二十六日、極東視察から帰米したマントーン海軍長官は個人的見解として「沖縄および小笠原諸島における合衆国の基地は無期限に合衆国の管理下に置かれるべきである」と信じている」と述べた。
- (8) 一九五四年一月七日アイゼンハワー大統領は一般政書において「沖縄における基地を無期限に維持するであろう」(We shall maintain indefinitely our

base in Okinawa.) と述べた。

(9) 一九五四年一月十一日沖繩において琉球米国民政副長官ダヴィンド、A、D、オク、ン少将は声明を発表し、沖繩問題に対する現地米当局の態度を明らかにし、アイゼンハウアー大統領が一般教書において「沖繩における基地を無期限に維持するであろう」と言及したことを引用し、「大統領は琉球諸島および日本を含む自由世界を護るために建設した琉球諸島における基地を放棄してアジアをこれ以上共産主義の侵略に委ねるようなこととしない旨を十分明らかにした」(The President made it abundantly clear that the bases established here for the protection of the free world, including the Ryukyu and Japan, will not be abandoned so as to permit communist aggression to engulf any of Asia.) ものであるとし、且つ日本復帰運動を継続することは誤解を招き、行政を困難にし、遂には全住民を窮乏におとし入れることになるであろう」と述べた。

(10) 一月十二日タレス國務長官は、ニューヨークの外交協会における演説において「先月

めたくしけ沖繩における地位を保持するといふ合衆國の意図を表明したが、これはあな
くしが描いている集団安全保障の構想を具現するのに十分な打撃を確保するために必
要である」(I expressed last month the intention of United
States to maintain its position in Okinawa. This is
needed to ensure adequate striking power. To implement
the collective security concept which I describe.)
と述べた。

△ 一九五四年一月二十一日アイゼンハワー大統領は予算教書において「琉球諸島は自
由世界の安全のため戦略上極めて重要であるから、合衆國は茲期限に其処を管理する責
任があるものと考えられる」

(... Since the Ryukyu Islands are of critical strategic
importance to the security of the free world, it
is expected the United States will be responsible
for their administration for an indefinite period.)

と述べた。

(12)

一九五四年五月十日日米極東軍司令官ヘル大將は米陸軍記念日に際し、在日商工会議所で行った演説において、沖縄問題に言及し、合衆国はアジアにおける最も強力な前哨基地を沖縄に築いた。われわれはこれを「予見し得る将来にわたつて」(for the foreseeable future) 保持するであろうと述べた。

(13)

一九五五年一月十七日米議会に送付された予算教書において、アイゼンハワー米大統領は琉球諸島の管理継続に關する合衆国の意図を次の通り表明した。

「日本国との平和条約に基き合衆国は琉球諸島の領域および七十万住民に対し、行政立法および司法上のすべての権力を行使する権利が与えられている。太平洋地域の防衛のために適切な軍事基地およびその他の施設の組織が琉球諸島において成就された。それらは、自由世界の安全保障にこつと決定的・執拗的重要注をまつているので、合衆国は無期限にその管理を行ふべき責任があるものと考えられる」(... it is expected that United States will be responsible for their administration for an indefinite period.)

と答へた。

(14)

一九五五年四月二日沖繩を訪問したステイブンス陸軍長官は記者団の質問に対し、「米軍は沖繩に長く滞在する予定なる」と旨答へた。

(15)

極東視察旅行をして帰米したブランド米陸軍長官は同年十二月三日の記者会見で「沖繩の軍事的重要性はますます増大しており、沖繩は米国の領土ではよいが米國は今後長年にわたつて同島を保持する」と旨述べた。

(16)

一九五六年一月十八日マインハワー大統領は予算演説において「米國は琉球諸島に対し施政権を有するが、同諸島においては太平洋地域の防衛と関係ある軍事基地およびその他の施設を拡大されていゝ」

同諸島は自由世界の安全保障にとつて決定的な戦略的重要性を増大してゐるの故、合衆國は無期限にその管理の責任を負ふべきである。(Since the Ryukyus

Islands are of critical strategic importance to the security of the free world, it is expected that the United States will be responsible for their administration

for an indefinite period) と述べた。

(17) 一九五六年六月十三日発表された沖縄の土地問題に関するプライス報告は、一九五三年十二月二十四日付ダレス声明を引用し、「従って、お叱りの方は不幸にも非常に長い期間沖縄に駐留することになるものと思われる。」 (Unhappily therefore,

it appears that we will be on Okinawa for a very long time) と述べた。

(18) 駐日アリソン米国大使は同年六月二十七日プライス報告に關し発表を行ったが、米國は琉球諸島を永久保有する意思を有しないこと、一九五三年十二月二十四日付ダレス声明を引用した後、米軍の沖縄駐屯が自國の防衛に不可欠な旨述べた。

(19) 一九五七年一月四日発表された琉球諸島民政長官レムニツア大將の沖縄土地問題についての声明中において「極東に現在のような緊張と不安が続く限り米國は極東方面の平和維持のため琉球に留まる必要がある。」 (It is necessary for the United States to stay in the Ryukyus during this period of tension and uncertainty which prevails in the Far East.) 露文シムラカ

(20)

一九五七年一月十六日米議会に送付された予算教書において、米国は前年度予算教書と全く同様のことを重ねて述べている。

条約集

第三十集
第六卷(二)

(965-1)

外務省条約局

昭和三十年五月編集

一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

昭和二十六年九月八日にサン・フランシスコ市で署名
昭和二十七年四月二十八日に効力発生

二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉

田内閣総理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文

昭和二十六年九月八日にサン・フランシスコ市で

一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

昭和二十六年九月八日	サン・フランシスコ市で署名
同 年十一月十八日	国会承認
同 年同月同日	批准の閣議決定
同 二十七年四月二十八日	ワシントンで批准書交換
同 年同月同日	公布
同 年同月同日	効力発生

二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官との間に交換された公文

昭和二十六年九月八日	サン・フランシスコ市で
同 年十二月十八日	国会承認
同 二十七年四月二十八日	公布
同 年同月同日	効力発生

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約及び関係文書をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年四月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

条約第六号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の際において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集團的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、國際連合憲章は、すべての国が個別的及び集團的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は國際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に依りて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じたとき日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために

吉 田 茂

アメリカ合衆国のために

ディーン・アキソン

ジョン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

スタイルス・ブリッジス

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の
署名に際し吉田内閣総理大臣とアチソン國務長官
との間に交換された公文

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、「国際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を国際連合に与えることを要求する国際連合憲章第二条に掲げる義務を引き受けることとなります。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに対して、国際連合及びその加盟国は、行動をとつています。千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて、合衆国の下に国際連合統一司令部が設置され、総会は、千九百五十一年二月一日の決議によつて、すべての国及び当局に対して、国際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう、且つ、侵略者にいかなる援助を与えることも慎むように要請しました。連合国最高司令官の承認を得て、日本国は、施設及び役務を国際連合加盟国でその軍隊が国際連合の行動に参加しているものの用に供することによつて、国際連合の行動に重要な援助を従来与えてきましたし、また、現に与えています。

将来は定まつておらず、不幸にして、国際連合の行動を支持するための日本国における施設及び役務の必要が継続し、又は再び生ずるかもしれませんので、本長官は、平和条約の効力発生の後には一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおり又は日本国と当該国際連合加盟国との間で別に合意

二
されるところに負担されることを、貴国政府に代つて確認されれば幸であります。合衆国に関する限りは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に従つて合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本長官は、貴大臣に敬意を表します。

千九百五十一年九月八日

デイモン・アチソン

日本国内閣総理大臣吉田茂殿

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の貴簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、「国際連合がこの憲章に従つてとるいかなる行動についてもあらゆる援助」を国際連合に与えることを要求する国際連合憲章第二条に掲げる義務を引き受けることとなります。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これに対して、国際連合及びその加盟国は、行動をとつています。千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて、合衆国の下に国際連合統一司令部が設置され、総会は、千九百五十一年二月一日の決議によつて、すべての国及び当局に対して、国際連合の行動にあらゆる援助を与えるよう、且つ、侵略者にいかなる援助を与えることも慎むように要請しました。連合国最高司令官の承認を得て、日本国は、施設及び役務を国際連合加盟国でその軍隊が国際連合の行動に参加しているものの用に供することによつて、国際連合の行動に重要な援助を従来与えてきましたし、また、現に与えています。

将来は定まつておらず、不幸にして、国際連合の行動を支持するための日本国における施設及び役務の必要が継続し、又は再び生ずるかもしれませんので、本長官は、平和条約の効力発生の後一又は二以上の国際連

合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりに又は日本国と当該国際連合加盟国との間で別に合意されるところに負担されることを、貴国政府に代つて確認されれば幸であります。合衆国に関する限りは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に従つて合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、貴簡の内容を十分に了承した上で、政府に代つて、平和条約の効力発生の後に一又は二以上の国際連合加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような国際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること、また、日本の施設及び役務の使用に伴う費用が現在どおりに又は日本国と当該国際連合加盟国との間で別に合意されるところに負担されることを、確認する光榮を有します。合衆国に関する限りは、日本国と合衆国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定に従つて合衆国に供与されるところをこえる施設及び役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、貴長官に敬意を表します。

千九百五十一年九月八日

アメリカ合衆国國務長官デイン・アチソン殿

日本国内閣総理大臣、外務大臣、吉田茂

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定

ラスク特別代表から岡崎國務大臣あての書翰 省 略

岡崎國務大臣からラスク特別代表あての書翰

(条約集第九七〇号参照)

内閣總理大臣 吉田 茂

法務總裁 木村篤太郎

外務大臣 吉田 茂

大藏大臣 池田 勇人

文部大臣 天野 貞祐

厚生大臣 吉武 惠市

農林大臣 広川 弘禪

通商産業大臣 高橋 龍太郎

運輸大臣 佐藤 栄作

電気通信大臣 佐藤 栄作

労働大臣 吉武 惠市

建設大臣 野田 卯一
經濟安定本
部 裁 吉 田 茂

◎外務省告示第十三号

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の批准書の交換は、千九百五十二年四月二十八日午後十時三十分（アメリカ合衆国東部標準時で同日午前八時三十分）にワシントンで行われた。従つて、本条約は、その第五条の規定に基づき、前記の時に効力を生じた。

昭和二十七年四月二十八日

外務大臣 吉田 茂

1. SECURITY TREATY BETWEEN JAPAN
AND THE UNITED STATES OF AMERICA

Signed at San Francisco, September 8, 1951
Entered into force, April 28, 1952

2. NOTES EXCHANGED BETWEEN PRIME
MINISTER YOSHIDA AND SECRETARY
OF STATE ACHESON AT THE TIME OF
THE SIGNING OF THE SECURITY TREATY
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED
STATES OF AMERICA

Dated at San Francisco September 8, 1951

Mai 1955

Ministère des Affaires Étrangères

SECURITY TREATY

BETWEEN

**JAPAN AND THE UNITED STATES OF
AMERICA**

Japan has this day signed a Treaty of Peace with the Allied Powers. On the coming into force of that Treaty, Japan will not have the effective means to exercise its inherent right of self-defense because it has been disarmed.

There is danger to Japan in this situation because irresponsible militarism has not yet been driven from the world. Therefore Japan desires a Security Treaty with the United States of America to come into force simultaneously with the Treaty of Peace between Japan and the United States of America.

The Treaty of Peace recognizes that Japan as a sovereign nation has the right to enter into collective security arrangements, and further, the Charter of the United Nations recognizes that all nations possess an inherent right of individual and collective self-defense.

In exercise of these rights, Japan desires, as a provisional arrangement for its defense, that the United States of America should maintain armed forces of its own in and about Japan so as to deter armed attack upon Japan.

The United States of America, in the interest of peace and security, is presently willing to maintain certain of its armed forces in and about Japan;

in the expectation, however, that Japan will itself increasingly assume responsibility for its own defense against direct and indirect aggression, always avoiding any armament which could be an offensive threat or serve other than to promote peace and security in accordance with the purposes and principles of the United Nations Charter.

Accordingly, the two countries have agreed as follows:

ARTICLE I

Japan grants, and the United States of America accepts, the right, upon the coming into force of the Treaty of Peace and of this Treaty, to dispose United States land, air and sea forces in and about Japan. Such forces may be utilized to contribute to the maintenance of international peace and security in the Far East and to the security of Japan against armed attack from without, including assistance given at the express request of the Japanese Government to put down large-scale internal riots and disturbances in Japan, caused through instigation or intervention by an outside power or powers.

ARTICLE II

During the exercise of the right referred to in Article I, Japan will not grant, without the prior consent of the United States of America, any bases or any rights, powers or authority whatsoever, in or relating to bases or the right of garrison or of maneuver, or transit of ground, air or naval forces to any third power:

ARTICLE III

The conditions which shall govern the disposition of armed forces of the United States of America in and about Japan shall be determined by administrative agreements between the two Governments.

ARTICLE IV

This Treaty shall expire whenever in the opinion of the Governments of Japan and the United States of America there shall have come into force such United Nations arrangements or such alternative individual or collective

security dispositions as will satisfactorily provide for the maintenance by the United Nations or otherwise of international peace and security in the Japan Area.

ARTICLE V

This Treaty shall be ratified by Japan and the United States of America and will come into force when instruments of ratification thereof have been exchanged by them at Washington.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned Plenipotentiaries have signed
this Treaty

DONE in duplicate at the city of San Francisco, in the Japanese and
English languages, this eighth day of September, 1951.

FOR JAPAN:

Shigeru Yoshida

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

Dean Acheson

John Foster Dulles

Alexander Wiley

Styles Bridges

NOTES EXCHANGED BETWEEN PRIME
MINISTER YOSHIDA AND SECRETARY OF
STATE ACHESON AT THE TIME OF THE
SIGNING OF THE SECURITY TREATY
BETWEEN JAPAN AND THE UNITED
STATES OF AMERICA

Excellency:

Upon the coming into force of the Treaty of Peace signed today, Japan will assume obligations expressed in Article 2 of the Charter of the United Nations which requires the giving to the United Nations of "every assistance in any action it takes in accordance with the present Charter".

As we know, armed aggression has occurred in Korea, against which the United Nations and its members are taking action. There has been established a unified command of the United Nations under the United States pursuant to Security Council Resolution of July 7, 1950, and the General Assembly, by Resolution of February 1, 1951, has called upon all states and authorities to lend every assistance to the United Nations action and to refrain from giving any assistance to the aggressor. With the approval of SCAP, Japan has been and now is rendering important assistance to the United Nations action in the form of facilities and services made available to the members of the United Nations, the Armed Forces of which are participating in the United Nations action.

Since the future is unsettled and it may unhappily be that the occasion for facilities and services in Japan in support of United Nations action will continue or recur, I would appreciate confirmation, on behalf of your Government, that if and when the forces of a member or members of the United Nations are engaged in any United Nations action in the Far East after the Treaty of Peace comes into force, Japan will -
His Excellency

Shigeru Yoshida,

Prime Minister of Japan.

permit and facilitate the support in and about Japan, by the member or members, of the forces engaged in such United Nations action; the expenses involved in the use of Japanese facilities and services to be borne as at present or as otherwise mutually agreed between Japan and the United Nations member concerned. In so far as the United States is concerned the use of facilities and services, over and above those provided to the United States pursuant to the Administrative Agreement which will implement the Security Treaty between the United States and Japan, would be at United States expense, as at present.

Accept, Excellency, the assurances of my most distinguished consideration.

DEAN ACHESON

September 8, 1951.

Excellency

I have the honor to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of to-day's date in which Your Excellency has informed me as follows:

Upon the coming into force of the Treaty of Peace signed today, Japan will assume obligations expressed in Article 2 of the Charter of the United Nations which requires the giving to the United Nations of "every assistance in any action it takes in accordance with the present Charter".

As we know, armed aggression has occurred in Korea, against which the United Nations and its members are taking action. There has been established a unified command of the United Nations under the United States pursuant to Security Council Resolution of July 7, 1950, and the General Assembly, by Resolution of February 1, 1951, has called upon all states and authorities to lend every assistance to the United Nations action and to refrain from giving any assistance to the aggressor. With the approval of SCAP, Japan has been and now is rendering important assistance to the United Nations action in the form of facilities and services made available to the members of the United Nations, the Armed Forces of which are participating in the United Nations action.

Since the future is unsettled and it may unhappily be that the occasion for facilities and services in Japan in support of United Nations action will continue or recur, I would appreciate confirmation, on behalf of your Government, that if and when the forces of a member or members

His Excellency

Dean Acheson,

Secretary of State

of the United States of America.

of the United Nations are engaged in any United Nations action in the Far East after the Treaty of Peace comes into force, Japan will permit and facilitate the support in and about Japan, by the member or members, of the forces engaged in such United Nations action; the expenses involved in the use of Japanese facilities and services to be borne as at present or as otherwise mutually agreed between Japan and the United Nations member concerned. In so far as the United States is concerned the use of facilities and services, over and above those provided to the United States pursuant to the Administrative Agreement which will implement the Security Treaty between the United States and Japan, would be at United States expense, as at present.

With full cognizance of the contents of Your Excellency's Note, I have the honor, on behalf of my Government, to confirm that if and when the forces of a Member or Members of the United Nations are engaged in any United Nations action in the Far East after the Treaty of Peace comes into force, Japan will permit and facilitate the support in and about Japan, by the Member or Members of the forces engaged in such United Nations action, the expenses involved in the use of Japanese facilities and services to be borne as at present or as otherwise mutually agreed between Japan and the United Nations Member concerned. In so far as the United States is concerned the use of facilities and services, over and above those provided to the United States pursuant to the Administrative Agreement which will implement the Security Agreement between Japan and the United States would be at United States expense, as at present.

— 5 —

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency
the assurance of my highest consideration.

Shigeru Yoshida
Prime Minister and concurrently
Minister for Foreign Affairs of Japan

September 8, 1951.

条約集

第三十一集
第一百六卷

(1144)

外務省条約局

昭和二十八年十二月編集

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

一九五三年十二月二十四日に東京で署名
一九五三年十二月二十五日に効力発生

(出所—署名本書)

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

昭和二十八年十二月二十四日 国会承認

同 年 同 月 同 日 東京で署名

同 年 同 月 二十五日 効力発生

同 年 同 月 同日 公布

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年十二月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

条約第三十三号

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

アメリカ合衆国は、同国國務長官が千九百五十三年八月八日に声明したとおり、奄美群島に関し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を日本国のために放棄することを希望するので、また、日本国は、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むので、

よつて、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、この協定を締結することに決定し、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

1 アメリカ合衆国は、奄美群島に関し、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に基くすべての権利及び利益を、千九百五十三年十二月二十五日から日本国のために放棄する。日本国は、前記の日に、奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

2 この協定の適用上、「奄美群島」とは、附属書に掲げる群島（領水を含む）をいう。

第二条

1 アメリカ合衆国が奄美群島で現に利用している二の設備及び用地は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名され、その後改正された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に定める手続に従つて合衆国軍隊が使用するものとする。もつとも、避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日前に前記の手続によることができない場合には、日本国は、アメリカ合衆国に対し、その手続が完了するまでの間、これらの特定の設備及び用地を引き続き使用することを許すものとする。

2 日本国政府は、奄美大島の名瀬にある測候所の運営を引き継ぐものとし、且つ、行政協定第二十六条に定める合同委員会による協議を通じて合意されるところに従つて気象観測の結果をアメリカ合衆国政府に提供するものとする。避けがたい遅延のため千九百五十三年十二月二十五日に日本国政府がその運営を引き継ぐことができないう場合には、現状どおりの運営が、日本国政府がこの責任を引き受ける準備ができる時まで、継続されることが合意される。

第三条

1 日本国政府は、千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、一「B」号円につき二日本円の割合で「B」号円と引き替えに日

本円を交付することを開始しなければならない。この通貨の交換は、できる限りすみやかに完了しなければならない。回収した「B」号円は、沖縄の那覇にいる合衆国民政官に返還しなければならない。アメリカ合衆国政府は、「B」号円又は「B」号円と引き替えに交付される日本円について、日本国政府に対し何ら償還の義務を負うものではない。

2 予算及び財政に関する現行の措置で資金の収集及び債務の支払に関するものは、千九百五十三年十二月二十四日まで維持されるものとし、その後は、日本国政府が、奄美群島における完全な財政上の責任を有するものとする。

3 日本国政府は、奄美群島における郵便組織のすべての金融上の債務を負うものとする。奄美群島における郵便組織と南西諸島のその他の島における郵便組織との間の勘定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で、奄美群島における郵便組織のその他の資産並びに南西諸島のその他の島における日本国政府郵便組織の戦争前の資産及び債務を考慮に入れて、後日合意されるとおりに決済しなければならない。

4 琉球政府の財産（書類、記録及び証拠物件を含む）で千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島に存在するものは、その日に無償で日本国政府に移転しなければならない。

5 日本国政府（地方公共団体を含む）の財産で、千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島に存在し、且つ、同日前にはアメリカ合衆国政府の管理下にあつたものは、その日に無

償で日本政府に返還しななければならない。

6 千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における各種の機関及び団体が奄美群島への貨物の積送の結果南西諸島のその他の島における政府機関その他の機関に対して負う当座勘定並びに奄美群島における個人及び団体が琉球復興金融金庫に対して負う長期債務が存在する。両国政府は、これらの勘定の残高並びに債権者及び債務者をできる限りすみやかに確認しななければならない。アメリカ合衆国政府は、確認された勘定に関するすべての権利及び利益を無償で日本政府に移転しななければならない。

7 千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における個人（法人を含む。以下同じ。）が南西諸島のその他の島における個人に対し、又は南西諸島のその他の島における個人が奄美群島における個人に対し負う債務が存在する。両国政府は、これらの債務の決済を促進する手続を定めることに同意する。

第四条

1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びに南西諸島の現地当局及びその前身たる機関に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、アメリカ合衆国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権で、千九百五十三年十二月二十五日前に、奄

美群島で生じ、又は奄美群島に影響を有するものを放棄する。但し、前記の放棄には、千九百四十五年九月二日以後制定されたアメリカ合衆国の法令又は南西諸島の現地法令で特に認められた日本人の請求権の放棄を含まない。

2 日本国は、占領期間中及び奄美群島の軍政府又は合衆国民政府の期間中に占領当局、軍政府又は合衆国民政府の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の法令によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、合衆国民又は南西諸島の居住者をこれらの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動も執らなないものとする。

第五条

1 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、次の裁判が有効であることを承認し、且つ、それらの効力を完全に存続させるものとする。

(a) 奄美群島におけるいづれかの裁判所が千九百五十三年十二月二十五日前にした民事の裁判で、同日前の法令によつて再審査の手段又は権利がなかつたもの及び

(b) 沖縄における琉球上訴裁判所が千九百五十三年十二月二十五日前にした民事の最終的裁判で、奄美群島におけるいづれかの裁判所に係属した事件に関するもの

2 日本国は、訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することな

く、千九百五十三年十二月二十五日に奄美群島におけるいづれかの裁判所に係属中の民事事件又はそれらの裁判所に係属した民事事件で千九百五十三年十二月二十五日に琉球上訴裁判所に係属中のものについて、裁判権を引き継ぎ、且つ、引き続き裁判及び執行をするものとする。

第六条

日本国は、奄美群島にいる者で、千九百五十三年十二月二十五日前に南西諸島におけるいづれかの裁判所が科した刑に服役中のもの又は千九百五十三年十二月二十五日前記の裁判所若しくは沖繩における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して、日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使することができる。但し、これらの者が千九百五十三年十二月二十五日に抑留中である場合には、適當な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。日本国の当局は、前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し、南西諸島における裁判所又は沖繩における琉球上訴裁判所が前記の者に対して刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相當な信頼を置くものとする。

第七条

日本国が当事国である条約及びその他の国際協定（千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約、同日に署名された日本国とアメリカ合衆国と

の間の安全保障条約及びこれに基く改正された行政協定、同日に日本国総理大臣とアメリカ合衆国國務長官との間で交換された公文並びに千九百五十三年四月二日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含む。は、この協定の効力發生の日から奄美群島について適用されるものとする。

第八条

この協定の実施に関する事項は、両国政府又はその権限のある当局の間で協議によつて合意するものとする。

第九条

この協定は、千九百五十三年十二月二十五日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十三年十二月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男 (署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン (署名)

附屬書

奄美群島とは、北方北緯二十九度、南方北緯二十七度、西方東經百二十八度十八分及び東方東經百三十度十三分を境界線とする区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁をいう。

交
換
公
文

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光榮を有します。

奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の關係を有する。日本国政府は、この特異の關係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十三年十二月二十四日

ジョン・M・アリソン (署名)

日本国外務大臣 岡崎勝男閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、閣下が次のとおり本大臣に通報された本日付の閣下の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に言及し、且つ、次のとおり述べる光榮を有します。

奄美群島及びその領水は、日本本土と南西諸島のその他の島におけるアメリカ合衆国の軍事施設との双方に近接しているため、極東の防衛及び安全と特異の關係を有する。日本国政府は、この特異の關係を認め、南西諸島のその他の島の防衛を保全し、強化し、及び容易にするためアメリカ合衆国が必要と認める要求を考慮に入れるものと了解される。

本大臣は、更に、閣下が述べられたことを記録にとどめ、且つ、前記に掲げる了解が日本国政府の了解でもあることを閣下に対し通報する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和二十八年十二月二十四日

外務大臣 岡崎勝男 (署名)

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使 ジョン・M・アリンソン閣下

内閣総理大臣 吉田 茂
法務大臣 犬養 健
外務大臣 岡崎 勝男
大蔵大臣 小笠原三九郎
文部大臣 大達 茂雄
厚生大臣 山田 勝見
農林大臣 保利 茂
通商産業大臣 岡野 清豪
運輸大臣 石井 光次郎
郵政大臣 塚田 十一郎
労働大臣 小坂 善太郎
建設大臣 戸塚 九一郎

Collection des Traités, 1953—XXXI, N° 106 (N° 1144)

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED
STATES OF AMERICA CONCERNING THE
AMAMI ISLANDS

Signed at Tokyo, December 24, 1953
Entered into force, December 25, 1953

Décembre 1953

Ministère des Affaires Étrangères

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF
AMERICA CONCERNING THE AMAMI ISLANDS

WHEREAS the United States of America desires, with respect to the Amami Islands, to relinquish in favor of Japan all rights and interests under Article 3 of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951, as announced by the Secretary of State on August 8, 1953; and

WHEREAS Japan is willing to assume full responsibility and authority for the exercise of all powers of administration, legislation and jurisdiction over the territory and inhabitants of the Amami Islands;

THEREFORE, the Government of Japan and the Government of the United States of America have determined to conclude this Agreement, and have accordingly appointed their respective representatives for this purpose, who have agreed as follows:—

Article I

1. With respect to the Amami Islands, the United States of America relinquishes in favor of Japan all rights and interests under Article 3 of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951, effective from December 25, 1953. Japan, as of such date, assumes full responsibility and authority for the exercise of all and any powers of administration, legislation and jurisdiction over the territory and inhabitants of the Amami Islands.

2. For the purpose of this Agreement, the term "Amami Islands" shall mean the group of islands, including their territorial waters, as defined in the attached Annex.

Article II

1. The two installations and sites presently utilized by the United States of America in the Amami Islands will be used by the United States armed forces in accordance with the procedures set forth in the Administrative Agreement, as amended, under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America, signed at Tokyo on

February 28, 1952. However, in the event that, due to unavoidable delays, it is impossible to comply with the above procedures by December 25, 1953, Japan grants to the United States of America the continued use of those particular installations and sites, pending the completion of the said procedures.

2. The Government of Japan will take over the operation of the weather station at Naze, Amami Oshima, and shall furnish to the Government of the United States of America weather observations as may be agreed upon through consultations by the Joint Committee as provided for in Article XXVI of the Administrative Agreement. In the event that, due to unavoidable delays, it is impossible for the Government of Japan to take over the operation on December 25, 1953, it is agreed that the present operation will be continued until such time as the Government of Japan is prepared to assume this responsibility.

Article III

1. On December 25, 1953, the Government of Japan shall begin to withdraw from circulation in the Amami Islands all "B" yen and issue, in its stead, Japanese yen at the rate of 3 Japanese yen for 1 "B" yen. This exchange of currency shall be accomplished as speedily as possible. The "B" yen so withdrawn from circulation shall be returned to the United States Civil Administrator at Naha, Okinawa, without obligation by the Government of the United States of America to reimburse the Government of Japan in any manner for it or for the Japanese yen issued in its stead.

2. Existing budgetary and fiscal arrangements for collection of funds and payment of obligations will be maintained through December 24, 1953, after which time the Government of Japan shall assume full fiscal responsibility in the Amami Islands.

3. The Government of Japan shall assume all financial obligations of the postal system in the Amami Islands. Accounts between the postal system in the Amami Islands and the postal system in the remaining islands of the Nansei Shoto shall be settled as agreed upon at a later date between the Government of Japan and the Government of the United States of America taking into calculation other assets of the postal system in the Amami Islands and the pre-war assets and obligations of the Japanese Government postal system in the remaining islands of the Nansei Shoto.

4. Property of the Government of the Ryukyu Islands, including papers, archives and evidentiary materials, existing in the Amami Islands on December 25, 1953, shall be transferred to the Government of Japan on that date without compensation.

5. Property of the Government of Japan, including local governments, existing in the Amami Islands on December 25, 1953 which have been under the custody of the Government of the United States of America prior to that date, shall be returned to the Government of Japan on that date without compensation.

6. As of December 25, 1953, there will exist certain current accounts payable owed by various agencies and institutions in the Amami Islands to governmental and other agencies in the remaining islands of the Nansei Shoto arising from shipment of goods to the Amami Islands, and certain long-term obligations owed by individuals and institutions in the Amami Islands to the Ryukyu Reconstruction Finance Fund. The balances of these accounts and identities of debtors and creditors shall be confirmed by the two Governments as soon as possible. The Government of the United States of America shall transfer and assign, without compensation, to the Government of Japan all rights and interests in the accounts so confirmed.

7. There will be, as of December 25, 1953 obligations owed by or to individuals, including juridical persons, in the Amami Islands to or from individuals, including juridical persons, in the remaining islands of the Nansei Shoto. The two Governments agree to establish procedures that will expedite the settlement of these obligations.

Article IV

1. Japan waives all claims of Japan and its nationals against the United States of America and its nationals and against the local authorities of the Ryukyu Islands (Nansei Shoto) and its predecessors arising out of the war or out of actions taken because of the existence of a state of war, and waives all claims arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of the United States of America which shall have occurred in or have any effect upon the Amami Islands prior to December 25, 1953. The foregoing waiver does not, however, include any Japanese claims specifically recognized in the laws of the United States of America or the local laws of the Ryukyu Islands (Nansei Shoto) enacted since September 2, 1945.

2. Japan recognizes the validity of all acts and omissions done during the period of occupation and during the period of military government or of the United States Civil Administration of the Amami Islands under or in consequence of directives of the occupying authorities, the military government or the United States Civil Administration or authorized by existing law during that time, and will take no action subjecting United States nationals or residents of the islands of the Nansei Shoto to civil or criminal liability arising out of such acts or omissions.

Article V

1. Japan recognizes the validity of, and will continue in full force and effect:

(a) judgments in civil cases rendered by any court in the Amami Islands prior to December 25, 1953, in respect of which there was no recourse or right to review under pre-existing law, and;

(b) final judgments in civil cases rendered by the Ryukyuan Court of Appeals in Okinawa, prior to December 25, 1953, in respect to those cases which originated in any court in the Amami Islands, provided that in both instances such recognition or continuation would not be contrary to public policy.

2. Without in any way adversely affecting the substantive rights and positions of the litigants concerned Japan will assume jurisdiction over and continue to judgment and execution any civil cases pending as of December 25, 1953 in any court in the Amami Islands or any civil cases originating in any such court which are pending in the Ryukyuan Court of Appeals as of the above date.

Article VI

Japan may, in accordance with its laws and procedures, exercise criminal jurisdiction over those persons in the Amami Islands who are serving sentences imposed by any Ryukyuan court prior to December 25, 1953, or over any person in the Amami Islands whose case is pending before such court or the Ryukyuan Court of Appeals in Okinawa as of the above date, provided that where such person is in custody as of the same date, he shall continue to remain in the custody of the Japanese authorities pending appropriate disposition. The Japanese authorities will, in the exercise of

criminal jurisdiction over such person, give due faith and credit to the evidentiary data and material used by the Ryukyuan court or by the Ryukyuan Court of Appeals in Okinawa in their exercise of criminal jurisdiction over the person concerned.

Article VII

Treaties, conventions and other international agreements to which Japan is a party, including the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951, the Security Treaty between Japan and the United States of America signed on the same date and the Administrative Agreement thereunder as amended, the Notes exchanged on the same date between the Prime Minister of Japan and the Secretary of State of the United States of America, and the Treaty of Friendship, Commerce and Navigation between Japan and the United States of America signed at Tokyo on April 2, 1953, shall be applicable to the Amami Islands as from the date of coming into force of this Agreement.

Article VIII

Any matter relating to the execution of this Agreement shall be agreed upon through consultation between the two Governments or the competent authorities thereof.

Article IX

This Agreement shall come into force on December 25, 1953.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE at Tokyo, this twenty-fourth day of December, 1953, in duplicate in the Japanese and English languages, both equally authentic.

FOR JAPAN:

(Signed) Katsuo Okazaki

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

(Signed) John M. Allison

ANNEX

The Amami Islands are defined as all of those islands, islets, atolls and rocks situated in an area bounded by 29 degrees north latitude on the north, 27 degrees north latitude on the south, 128 degrees 18 minutes east longitude on the west and 130 degrees 13 minutes east longitude on the east.

12 7

EXCHANGE OF NOTES

No. 1025

American Embassy,
Tokyo, December 24, 1953.

Excellency :

I have the honor to refer to the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Amami Islands, signed today and to state as follows :

The Amami Islands and their territorial waters, because of their proximity to both the mainland of Japan and to the military installations of the United States of America in the remaining islands of the Nansei Shoto, bear a unique relationship to the defense and security of the Far East. It is understood that the Government of Japan, cognizant of this unique relationship, will take into consideration those requirements which the United States of America considers necessary to preserve, strengthen and facilitate the defense of the remaining islands of the Nansei Shoto.

Accept, Excellency, the renewed assurance of my most distinguished consideration.

His Excellency

Katsuo Okazaki,
Minister for Foreign Affairs,
Tokyo.

(Signed) John M. Allison

(Translation)

Tokyo, December 24, 1953 .

Monsieur l'Ambassadeur,

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date in which Your Excellency has informed me as follows :

"I have the honor to refer to the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Amami Islands, signed today and to state as follows :

The Amami Islands and their territorial waters, because of their proximity to both the mainland of Japan and to the military installations of the United States of America in the remaining islands of the Nansei Shoto, bear a unique relationship to the defense and security of the Far East. It is understood that the Government of Japan, cognizant of this unique relationship, will take into consideration those requirements which the United States of America considers necessary to preserve, strengthen and facilitate the defense of the remaining islands of the Nansei Shoto."

I have further the honour to take note of Your Excellency's statement, and to inform Your Excellency that the understanding set forth in the above-quoted paragraph is also the understanding of the Government of Japan.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur l'Ambassadeur, the assurance of my highest consideration.

His Excellency

Mr. John M. Allison,
Ambassador Extraordinary
and Plenipotentiary of the
United States of America
to Japan.

(Signed) Katsuo Okazaki
Minister for Foreign Affairs